

国民健康保険のお知らせ

必ず納めましょう

国民健康保険料の改定

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金額等により保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています。(22年度の保険料は下図のとおり)

保険料のお支払い

22年度の納入通知書は、6月にお送りします。1年間の保険料は6月～23年3月の10回に分けてお支払いください。納付書は、6月と11月に5ヶ月分ずつお送りします。※22年1月2日以降に新宿区に転入した方には、6月にお送りする納入通知書では均等割額のみの保険料をお知らせします。その後、前住所地の住民税額に基づいて所得割額を計算し、保険料変更通知をお送りします。

資格の取得・喪失の届け出は

14日以内に

必ず届け出を

やむを得ず遅れた場合でも

医疗保险制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です(自動的には切り替わりません)。国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのばつて納めていただきます。

勤務者の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

届け出は医療保険年金課

特別出張所へ

①勤務先の健康保険等をやめて

国民健康保険に加入する方

資格喪失証明書または退職日が確認で

きるものと、厚生年金・共済年金の受給資

22年度の住民税の申告を

格がある方は、年金証書もお持ちください。

②新たに勤務先の健康保険に加入し、

国民健康保険をやめる方

国民健康保険証と勤務先の新しい保険証をお持ちください。

免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カード等をお持ちください。

※代理人が届け出をする場合は、委任状と代理人の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カード等)をお持ちください。

保険料は、住民税額に基づいて計算されています。22年1月1日に住民登録のある区市町村で、住民税の申告をしてください。

※確定申告をする方は、住民税の申告は必要ありません。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係

(本庁舎4階) ☎ (5273) 4146へ。

中井児童館 中井1-8-12 (3361) 0075

北新宿第一児童館 北新宿2-3-7 (3369) 5856

西落合児童館 西落合1-31-24 (3954) 1042

北新宿第二児童館 北新宿3-20-2 (3365) 1121

西新宿児童館 西新宿4-35-28 (3377) 9352

地域子育て支援センター二葉(ふたばひろば) 南元町4二葉乳児院2階 (5363) 2170

地域子育て支援センター原町みゆき(みゆきひろば) 原町2-43 原町みゆき保育園1階 (3356) 2663

子育て支援施設 ゆうたりーの(ゆうゆうひろば) 北山伏町2-17 北山伏児童館1階 (5228) 4377

保険料は、医療給付の費用に使われる大切な財源です。医療費などは、医療機関の窓口での自己負担分を除き、半分は公費で、残りの半分は皆さんの保険料でまかなわれています。国民健康保険に加入している皆さん、医療費の一部を負担して医療を受けられる保険料を納めないと、国民健康保険の運営が困難になり、医療費をまかなえなくなります。保険料は必ず納めましょう。

21年度分までの保険料を完納されたない方は、至急納めてください。

◎保険料を納めないでいると未納期間に応じて、次の措置をとります。お支払いが困難なときは、早めにご相談ください。

①督促や催告をしても納めない場合は、通常の保険証の代わりに有効期限の短い保険証(短期証)を交付します。

保険料を納めないと、国民健康保険の運営が困難になります。保険料は必ず納めましょう。

21年度分までの保険料を完納されたない方は、至急納めてください。

◎保険料を納めないと、国民健康保険の運営が困難になります。保険料は必ず納めましょう。

21年度分までの保険料を完納されたない方は、至急納めてください。

国民健康保険料のお知らせ

基礎賦課額(医療分)

後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)

介護納付金賦課額(介護分)

年間保険料

【22年度の国民健康保険料】

後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)

介護納付金賦課額(介護分)

年間保険料

【22年度の国民健康保険料】

後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)

介護納付金賦課額(介護分)

年間保険料

【22年度の国民健康保険料】

後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)

介護納付金賦課額(介護分)

年間保険料

【22年度の国民健康保険料】

後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)

介護納付金賦課額(介護分)

年間保険料